

令和7年1月以降 市内土間付体育館の使用（許可）時間の制限について

R6.12.9 確定

飛騨市教育委員会スポーツ振興課

市ではスポーツなどの振興を図り、市民等の健康増進、心身の健全な発達に寄与することを目的として、市内に各種スポーツ施設を設置しています。【飛騨市スポーツ施設条例】

その内、4つの土間付体育館を含んでいます。

名称	所在地	管理
飛騨市黒内屋内運動場	古川町黒内 1419 番地 1	指定管理者
飛騨市角川屋内運動場	河合町角川 351 番地 1	直営
飛騨市宮川アリーナ	宮川町西忍 1004 番地	直営
飛騨市サン・ビレッジ神岡※人工芝	神岡町麻生野 280 番地 1	指定管理者

■ 課 題

冬季期間において野外グラウンドが休場となることから、グラウンド利用団体が上記の土間付体育館に予約が集中し、利用したくても利用できない団体がでています。また、一部団体が土・日曜日に午前午後の終日利用しており、国等が定める活動時間のガイドラインである1日3時間程度を超過している状態にあります。

※今後、中学校部活動の受け皿として活動を行う“飛騨市認定地域クラブ”でも上記に準じガイドラインを制定予定。

□ 対応策

上記施設の利用について国等が定める活動時間のガイドラインを準拠し、次のとおり使用（許可）時間の制限を行い多くの団体が利用できるようにします。

※制限根拠 スポーツ施設条例 第9条（許可の制限）市長等は、「施設の設置目的に反するとき」等に該当するときは、施設の使用を許可しない。

☆ 市内外を問わずスポーツ少年団、部活動、認定地域クラブ等児童生徒が中心となるスポーツ活動団体が土曜日・日曜日・祝日に上記土間付体育館を使用する場合は、一日の使用を午前（8時から12時）、または午後（13時から17時）のどちらか1コマを標準とする。
大会開催等特別な理由の場合は除く。

〔指定管理者には市と同様な対応を依頼〕

▽ 上記施設以外についても活動団体において適切な休養日等の設定が行われていない場合は、同様な制限を行うことがあります。